

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和31年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(届書等の様式及び経由)</p> <p>第2条 法及び省令の規定による<u>届書等</u>は、別に定める様式によらなければならない。</p> <p><u>2 前項の届書等のうち知事に提出するものは、正副2通を作成し、所管保健所長を経由しなければならない。</u></p> <p>(合格証書の様式)</p> <p>第3条 省令第9条に規定する合格証書は、別記様式によるものとする。</p> | <p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 法、<u>政令</u>及び省令の規定による<u>申請書等</u>は、別に定める様式によらなければならない。</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。